

平成 30 年 8 月 24 日

横浜市緑区長 小野崎 信之 様

横浜市緑区民文化センター
指定管理者選定評価委員会
委員長 石田 麻子

横浜市緑区民文化センターの指定候補者について（報告）

標記について、本委員会としては、次の団体を指定管理者の指定候補者として選定しましたので、横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱第 10 条に基づき報告いたします。

1 指定候補者として選定した団体

団体名 みどりアート&メディアパートナーズ
代表団体 株式会社神奈川新聞社
代表団体代表者 代表取締役社長 並木 裕之
代表団体所在地 横浜市中区太田町二丁目 2 3 番地

2 次点候補者

なし

3 指定期間（予定）

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

4 審査の経過並びに選定結果

別添報告書のとおり

平成 30 年 8 月 24 日

平成 30 年度
横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会
報告書

1 経緯

横浜市緑区民文化センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査や面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会委員（委員長以下、五十音順）

- 委員長 石田 麻子（昭和音楽大学 教授）
- 委員 井上 敏正（緑区連合自治会長会）
- 委員 草加 叔也（有限会社空間創造研究所 代表取締役）
- 委員 平山 孝子（東京地方税理士会緑支部）
- 委員 本田 義之（緑区民音楽祭実行委員会 委員長）

3 審査の経過

- 平成30年4月6日 平成30年度第1回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会（公募・選定スケジュール、公募関係書類、審査基準、審査方法の決定等）
- 平成30年4月25日 公募開始（公募要項等を緑区ホームページへ掲載）
- 平成30年5月18日 応募者説明会及び現地見学会（任意参加）（参加17団体35人）
- 平成30年5月28日 公募要項等に関する質問の受付（3団体24問）
～6月1日
- 平成30年7月2日 応募書類受付の開始
- 平成30年7月3日 応募書類受付の終了（2団体提出）
- 平成30年8月1日 平成30年度第2回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会（面接審査・審議、指定候補者及び次点候補者の選定）

4 応募団体

2団体から応募がありました。

（五十音順）

- (1) みどりアート&メディアパートナーズ
- (2) みどりアートコミュニティ（現指定管理者）

5 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市緑区民文化センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準項目」（別添）に従って、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行い、指定候補者及び次点候補者選定のため、順位を決定することとしました。

点数については、各委員 200 点（現指定管理者については 205 点）を持ち点とし、各委員の点数の合計を評価点としました。また、最低基準点を各委員持点の合計 1,000 点の 6 割である 600 点（現指定管理者については、各委員持点の合計 1,025 点の 6 割である 615 点）としました。

6 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。

（参考 公募要項 10～11 ページ）

7 指定管理者の選定に関する事項

(6) 応募条件等

ア 応募者の資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）、または複数の法人等が共同する共同事業体

イ 欠格事項

次に該当する団体又は共同事業体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けた団体又は共同事業体であること
- (オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

（途中省略）

オ 接触の禁止

選定委員、本市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

選定評価委員会が行う面接審査は、応募団体毎に実施します。この際、他の応募団体及び関係者は、会場に入室できず、別室で待機いただきます。また、傍聴者との接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加は原則できません。ただし、特段の合理的理由があり、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を厳正に行った結果、以下のとおり決定しました。

(1) 順位

1位 みどりアート&メディアパートナーズ

代表団体 株式会社神奈川新聞社

構成団体 株式会社 t v k コミュニケーションズ、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、ジャパントータルサービス株式会社

2位 みどりアートコミュニティ

代表団体 相鉄企業株式会社

構成団体 株式会社横浜メディアアド、株式会社清光社

(2) 得点

評価基準項目		1位	2位
1 団体の状況	1-1 団体の状況（財務状況含む） （5点×5人=25点）	22	16
	1-2 市内中小企業等であるか （5点×5人=25点）	25	0
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	2-1 市の文化政策等への見解、応募理由 （10点×5人=50点）	38	32
	2-2 基本的方針（ビジョン・ミッション含む） （10点×5人=50点）	36	28
3 職員配置・育成	3-1 職員の確保、配置及び育成 （20点×5人=100点）	68	56
4 施設の管理	4-1 施設及び設備の維持保全及び管理並びに修繕への取組 （15点×5人=75点）	48	45
	4-2 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応・感染症対策等衛生管理 （5点×5人=25点）	16	15
	4-3 防災に対する取組 （5点×5人=25点）	16	19
	4-4 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組 （5点×5人=25点）	15	13
5 施設の運営	5-1 貸出業務への取組 （20点×5人=100点）	60	64
	5-2 要望・苦情への対応 （10点×5人=50点）	30	32
6 事業計画（調査、企画、実施）	6-1 文化芸術の鑑賞、創作活動の機会の提供及び地域コミュニティの形成・社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の推進 （25点×5人=125点）	90	90

	6-2 市民協働、市民主体の活動の支援、地域人材育成及び文化的コモンズ形成の牽引 (15点×5人=75点)	60	51
	6-3 広報・プロモーション活動、情報提供 (10点×5人=50点)	42	32
	6-4 アイデア・ノウハウの一層の活用 (10点×5人=50点)	34	32
7 収支計画及び指定管理料	7-1 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え (10点×5人=50点)	24	30
	7-2 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力 (10点×5人=50点)	32	24
	7-3 5年間の収支及び収支バランス(指定管理料の提案含む) (10点×5人=50点)	34	24
その他	応募団体が現指定管理者である場合の管理運営実績 (±5点×5人=±25点)	-	1
	合計 1,000点 ※現指定管理者については1,025点	690	604

8 審査講評

(1) みどりアート&メディアパートナーズ

市や区の課題整理を的確に行うとともに、綿密な情報収集を行い、区民の求めているものを捉えようという姿勢に熱意と、より積極的に地域につながるという強い意識が感じられる提案でした。

また、メディアとの連携を強みとしており、緑区民文化センターから、文化拠点としての新たな発信ができるのではないかと期待を持ってました。

地域とのつながりを強調する反面、それを実際に提案された職員数で達成していけるのか、共同事業体の執行体制や提案事項の確実な達成について不安がありました。

(2) みどりアートコミュニティ

現指定管理者として5年間運営を行ってきた実績に、これからも堅実に事業を進めていくことができるだろうという安心感がある提案でした。

一方で、舞台スタッフの外部業者への委託や、収支における人件費や事務経費、保全費といった数字の計上に曖昧さが感じられました。

また、提案内容から、これまで以上に密接に地域に関わろうとする意志は感じられましたが、実績を踏まえると、地域を牽引するような力を発揮していけるのかについては疑問が残り、緑区民文化センターの更なる発展については、あまり期待することができませんでした。

9 総評

現指定管理者と新規団体とで、緊張感のある競争となりました。

社会情勢の変化を受け、行政に対するニーズが多様化していく中、区民文化センターに対して

も、これまでの「文化活動の提供の場」としての役割だけでなく、新たに地域全体のネットワーク形成への関与といった役割が期待されています。

このような中、指定候補者となった「みどりアート&メディアパートナーズ」は、『緑区全体の文化的ネットワーク形成』を進め、社会包摂型の新しいコミュニティ形成』をするという目標のもと、地域のネットワーク形成への寄与に対する強い思いと意欲が表れた提案となっており、その点が大きく評価をされました。

「みどりアート&メディアパートナーズ」が緑区民文化センターの指定管理者となった場合には、それらの提案を確実に実行に移せるよう、地域に真摯に向き合い、積極的に区民の方たちと関わる場を持ってほしいと思います。今回の選定における期待に応えられるよう、しっかりと地に足の着いた運営を行っていただき、提案内容を着実に実施してほしいと考えます。

評価基準項目

※かつこ内の様式番号は、審査の際、参照する提案書類の様式の番号です。

項目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
1 団体の状況			10
(1) 団体の状況（財務状況含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ・ 事業収益性、経営安定性、借入余裕度等が健全であるか 	様式 10、11、12	5
(2) 市内中小企業等であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体（共同事業体の場合は代表団体）が、市内中小企業あるいは地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体であるか 		5
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針			20
(1) 市の文化政策等への見解、応募理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解したものか。また、公益性の高いものか。 ・ 施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか 	様式 13、14	10
(2) 基本的方針（ビジョン・ミッション含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針が緑区民文化センターの指定管理を行う際のビジョン（目指す中期的なイメージ（姿）等）、ミッション（果たすべき役割等）に適合したものであるか ・ ビジョン・ミッションは明確で、妥当か 	様式 15	10
3 職員配置・育成			20
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か） ・ 配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 ・ スタッフの育成に関する考え方が適切か ・ 館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか ・ 天井脱落対策工事期間を含め、5年間の指定管理期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。 	様式 16、17	20
4 施設の管理			30
(1) 施設及び設備の維持保全及び管理並びに修繕への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）をする方針であるか、また、適切かつ積極的な修繕をする方針であるか ・ 天井脱落対策工事期間の施設管理を含めた取組内容となっているか。 	様式 18、19	15
(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応・感染症対策等衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事件・事故の防止体制が適切か。 ・ 事故発生時、緊急時に対応できるよう、連絡体制、危機管理に関する研修計画などに具体性があるか。 	様式 20	5
(3) 防災に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑区防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか ・ 地域と連携した取組となっているか 	様式 21	5

<p>(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の取組（事務処理ミス対策含む）に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか ・市内中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか ・その他、市の重要施策を踏まえた、取組となっているか 	<p>様式 22</p>	<p>5</p>
<p>5 施設の運営</p>			<p>30</p>
<p>(1) 貸出業務への取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館の考え方が適切か ・安定した貸出業務や諸室の利用率が高まる工夫がされているか ・新規の利用者が増える工夫がされているか ・利用率の目標とする指標が適切か ・窓口サービス、相談、案内、情報提供の考え方が適切か 	<p>様式 23</p>	<p>20</p>
<p>(2) 要望・苦情への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要望、苦情等の受付方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか 	<p>様式 24</p>	<p>10</p>
<p>6 事業計画（調査、企画、実施） ※自主事業を含む</p>			<p>60</p>
<p>(1) 文化芸術の鑑賞、創作活動の機会の提供及び地域コミュニティの形成・社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の基準に定める「緑区民文化センターに求められる役割」を果たせる内容となっているか。 ・計画が具体的であり、事業対象、実施方法等が適切か ・施設の特徴・設置目的を理解した提案となっているか（単に著名人に頼る企画となっていないか） ・市民に文化芸術の多様な世界を提示する計画が含まれているか ・市の文化振興にかかると事業に貢献した取組が提案されているか。 ・横浜市芸術文化教育プラットフォーム（業務の基準 P20 参照）への参加の考え方は適切か ・地域コミュニティの形成に具体的につながるか ・社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の推進に具体的につながるか ・天井脱落対策工事の期間の事業計画は具体性があり、適切か。 ・平成 31 年度に実施予定の「緑区区制 50 周年記念事業」として当該施設で実施するイベントについて、具体的な提案がなされているか。 	<p>様式 25、26</p>	<p>25</p>
<p>(2) 市民協働、市民主体の活動の支援、地域人材育成及び文化的コモンズ形成の牽引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設が地域における社会的機能を担う存在であることを理解した提案となっているか ・計画が具体的であり、事業対象、実施方法等が適切か ・市民とともに歩む姿勢が表れているか ・地域の課題を踏まえた地域人材の育成の計画になっているか ・地域人材育成の対象や方法は適切か ・文化的コモンズの形成に具体的につながるか 	<p>様式 27、28</p>	<p>15</p>
<p>(3) 広報・プロモーション活動、情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・館の催しの広報についての取組は適切か ・館を利用する団体についての情報収集及び情報提供の取組は適切か ・ICT 等を活用したプロモーション活動は積極的で適切か 	<p>様式 29</p>	<p>10</p>

(4) アイデア・ノウハウの一層の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の基準に定める「区民文化センターに求められる役割」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 ・市民理解が得られる公益性がある提案内容か。 	様式 30	10
7 収支計画及び指定管理料			30
(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか 	様式 31-A、31-B	10
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか ・経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か 	様式 32	10
(3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか ・天井脱落対策工事期間を含め、5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 	様式 33	10
合 計			200
その他			±5
応募団体が現指定管理者である場合の管理運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は、減点対象） ※選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象） 	第三者評価結果	-5～ 5